



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2024 年 1 月 11 日(木)

令和6年度税制改正大綱 個人所得課税編

定額減税の実施

定額減税は所得税額の特別控除として、合計所得金額が 1,805 万円以下（給与収入のみの場合 2,000 万円以下）の居住者に適用されます。所得税の減税額は、本人 3 万円、同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 3 万円です。給与所得者、公的年金等の受給者は、令和 6 年 6 月以後の源泉徴収税額から控除、事業所得者は第 1 期分予定納税額（7 月）から控除されます。

個人住民税の減税額は、本人 1 万円、控除対象配偶者と扶養親族 1 人につき 1 万円です。給与所得者は、特別徴収の場合、減税分控除後の金額を各月に按分して徴収、公的年金等の受給者は、令和 6 年 10 月以降の源泉徴収税額から控除、普通徴収は、第 1 期納付額から控除されます。

ストックオプションは魅力のある制度に

税制適格ストックオプションは、権利行使時の課税を売却時まで繰り延べ、譲渡時の株式譲渡益に課税する制度です。スタートアップ企業が資金や人材を M&A により機動的に取得できるよう自社で株式を管理することで証券会社等による保管を不要とし、付与対象となる社外高度人材の実務経験を上場会社の役員は 1 年以上（現行 3 年以上）とするなど要件を緩和するほか、権

利行使価額の年間合計額の限度額を設立後 5 年以上 20 年未満である非上場会社と上場後 5 年未満の会社は 3,600 万円、設立後 5 年未満の会社は、2,400 万円（現行 1,200 万円）に拡充します。

住宅ローン控除は子育て世代を優遇

住宅ローン控除では、19 歳未満の扶養親族を有する子育て世帯、夫婦のいずれかが 40 歳未満の若者夫婦世帯には、これまでの借入限度額を維持します。また、合計所得金額が 1,000 万円以下の者に床面積要件を 40 ㎡以上に緩和する取扱いは、令和 6 年 12 月 31 日まで延長されます。

令和 6 年入居 子育て世帯・若者夫婦世帯

住宅の区分	認定住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	5,000 万円	4,500 万円	4,000 万円

住宅リフォーム税制も子育て世代に配慮

上記の子育て世帯、若者夫婦世帯が、子育てに対応した住宅リフォーム工事を行い、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合は、工事費用相当額（上限 250 万円）の 10%相当額を所得税額から控除します。



子育て世帯に配慮した制度になります。